

障害者福祉施策に関する公開質問状への回答

日本共産党 静岡3区 岡村 哲志

1、障害者総合支援法について

障害者総合支援法は事実上の障害者自立支援法であり、抜本的に見直し、基本合意や「骨格提言」にそった障害者総合福祉法を実現する。生存権理念に照らせば、障害者の福祉や医療を無料にすることは当然です。障害者予算を抜本的に引き上げ、地域間格差をなくした全国共通のしくみをつくる。

2、市町村等のコミュニケーション事業について

コミュニケーション支援は、聴覚障害者にとってなくてはならない基本的な支援である。それにもかかわらず、国が地域生活支援事業予算をおさえていることから、自治体の裁量による自治体間格差が生まれてしまうことは大きな問題である。身体障害者手帳所持を条件としない、必要とされる人が使える包括的な支援となるよう、国は十分に予算を配分すべきと考える。

3、意思疎通支援従事者

意思疎通支援従事者や派遣コーディネーターは設置を義務化し、専門性が高く役割が大きいことにふさわしく報酬を保障すべきである

4、行政機関

福祉事務所などに手話で相談できるケースワーカー等の配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員を配置することなどは、いずれも不可欠な行政機関の責任である。公的機関が先頭にたってアクセシブルな情報の提供をおこなうことは当然実施されるべきものとする。

5、参政権保障

5-1

候補者を選ぶ権利や参政権を行使するための情報入手の制限は、憲法に反する事態である。早急に公職選挙法を改正すべきである。障害者権利条約の批准や「意見書」にもとづく障害者差別禁止法の制定を求める立場からも、参政権などの保障は当然だと考える。

5-2

総選挙小選挙区の持ち込みビデオについては、日本共産党本部が責任をもって手話通訳と字幕の付与を実施している。

6、障害者差別禁止法

障害者権利条約の批准をすすめる上で、実効性のある障害者差別禁止法の制定が不可欠である。総合支援法では、総合福祉部会による骨格提言がほとんど反映されておらず、当事者の怒りを呼んだ。そうした暴挙をくりかえすことなく、差別禁止部会がまとめた「意見書」にもとづく法案が提出されるよう求めていく。

7、情報コミュニケーション

障害者権利条約第 21 条「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」や、先の障害者基本法改正による付帯決議の「情報アクセス・コミュニケーションについて検討を加え、その結果に基づいて法制度の整備その他必要な措置を講ずること」が記載されていることを考えても、情報アクセス・コミュニケーションを保障する法律は必要である。

8、その他

障害者権利条約の批准をすすめるためにも、「基本合意」、「骨格提言」にもとづく障害者総合福祉法を制定する必要がある。応益負担はなくし、福祉や医療を無料にして、障害者のくらしと権利を守るために力を尽くす。